

2013年4月25日

「控訴するな」と要請文を送ってください

森宏之公務災害訴訟支援の会

本日、広島高等裁判所は、2004年7月14日に過労によるクモ膜下出血で亡くなった、森宏之さん（高梁市教育委員会勤務）の「公務外」災害認定の取消を求める訴訟の控訴審において、地方公務員災害補償基金岡山県支部の決定を取り消すとの岡山地裁判決を維持し、控訴を棄却しました。

裁判所への要請ハガキ行動、訴訟費用カンパを始めとした、多くの皆さんの力強いご支援で勝利する事ができました。

あらためてこれまでのご支援に感謝申し上げます。

しかし、真に遺族の救済と宏之さんの名誉の回復を勝ち取るためには、基金の上告を断念させる緊急の取り組みが必要となります。つきましては、2週間の上告期限までに「控訴するな」との要請文をFAXまたはハガキにて送ってくださるようお願いいたします。

記

1. 要請 FAX

地方公務員災害補償基金に別紙要請文書により FAX してください。

ファクス電話番号は要請文書の左上に記しています。

くれぐれもファクス電話番号を間違わないようにしてください。

2. 期限は、2013年5月7日までを基本としますが、なるべく早い時期にお願いいたします。